

地域貢献地元企業の認定申請について

令和6年4月10日

新潟県上越地域振興局地域整備部長

今年度、新潟県上越地域振興局地域整備部（以下「上越地域整備部」という。）では地域保全型工事の発注を計画しています。

当該工事を発注するに当たり、建設工事入札参加資格者名簿に登載され、かつ地域貢献地元企業として認定した者の中から指名することになるので、希望する者は下記により申請してください。

記

申請受付期間

申請種別	受付期間	地域貢献地元企業の認定期間
定期申請	令和6年4月15日～ 令和6年5月14日	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日
随時申請(1回目)	令和6年5月15日～ 令和6年7月16日	令和6年8月1日～ 令和8年5月31日
随時申請(2回目)	令和6年7月17日～ 令和6年10月15日	令和6年11月1日～ 令和8年5月31日
随時申請(3回目)	令和6年10月16日～ 令和7年1月14日	令和7年2月1日～ 令和8年5月31日
随時申請(4回目)	令和7年1月15日～ 令和7年5月14日	令和7年6月1日～ 令和8年5月31日

認定要件

次の1～3の全ての要件を満たすこと。

- 1 土木一式工事に關し、入札参加資格を得ていること。
- 2 上越地域整備部管内（上越東維持管理事務所管内を含む。以下同じ。）に主たる営業所があること。又は、県内に主たる営業所があり、かつ上越地域整備部管内に10年以上主たる営業所以外の営業所があること。
- 3 次の～のいずれかの要件を満たすこと。

過去5年度内（令和元年度から令和5年度。以下同じ）に、上越地域整備部管内において、次の要件のいずれかの実績を有すること。

ただし、（1）（2）（3）に掲げる県管理施設は道路、河川等直接県民の共同使用に供される土木系の県管理施設に限る。

- （1） 県管理施設の除雪
- （2） 平常時の県管理施設の点検・パトロール
- （3） 災害発生前後の県管理施設の点検・被害状況調査
- （4） 国又は地方公共団体から直接請け負った災害発生直後の緊急の維持管理業務（通行止めバリケード設置など）又は応急工事

に掲げる実績が無い場合において、過去5年度内に、上越地域整備部管内において、次の要件のいずれかの実績を有するか認定を受けていること。ただし、上越地域整備部管内に主たる営業所を有する者のみとする。

- A 県管理の公共土木施設に関する維持管理業務（除草、雑木伐採、油ゴミ処理、施設の清掃及び維持修繕）
- B 消防団協力事務所として市町村から認定を受けている者。
- C 地域貢献に関わる、SDGs達成に向けた取組の実績を有すること。（新潟県SDGs推進建設企業登録制度の認定を受けた者に限る。）

、 に掲げる実績がない場合において、過去5年度内に、上越地域振興局農林振興部管内（上越東農林事務所管内を含む。）において、次のいずれかの実績を有すること。

ア 土地改良区から直接請け負った農地・農業用施設の保全、耕作放棄防止活動又は維持管理活動（当該施設等の保全活動組織と協働で実施した活動を含む。）

イ 森林整備活動等

ウ ア、イを除く地域保全型工事実施要領第3第3項（3）に掲げる実績

～ に掲げる実績がない場合において、過去5年度内に、上越地域振興局直江津港湾事務所管内において、次のいずれかの実績を有すること。

ただし、県管理施設とは港湾施設などに限る。

- a 県管理施設の除雪
- b 平常時の県管理施設の点検・パトロール
- c 災害発生前後の県管理施設の点検・被害状況調査
- d 国又は地方公共団体から直接請け負った災害発生直後の緊急の維持管理業務（通行止めバリケード設置など）又は応急工事

申請方法

新潟県電子申請システムにアクセスし、下記に記載の申請書等の電子データを添付の上、申請を行ってください。

- ・申請書
- ・上記 3 に該当することを証する契約書、請書又は指示書等の写し
- ・県内に主たる営業所があり、かつ上越地域整備部管内に主たる営業所以外の営業所を有する者の場合は、直近の建設業許可申請書に添付されている「営業所の沿革」の写し等、当該営業所が10年以上営業していることを証する書類

提出先及び照会先

上越地域振興局地域整備部庶務課庶務係（ 0 2 5 - 5 2 6 - 9 5 0 3 担当：阿部）

その他

地域貢献地元企業として認定されても、入札において指名することを保証するものではありません。